

質問第一三号

日本共産党と破壊活動防止法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年十一月十一日

鈴木宗男

参議院議長山東昭子殿

日本共産党と破壊活動防止法に関する質問主意書

私が令和二年六月二日に提出した「破壊活動防止法と日本共産党との関連に関する質問主意書」（第二百一回国会質問第一三五号）に対する答弁書（内閣参質二〇一第一三五号。以下「答弁第一三五号」といいう。）を踏まえ、質問する。

一 答弁第一三五号において、「暴力主義的破壊活動とは、破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四〇号）第四条第一項各号に掲げる行為をいう。具体的には、刑法上の内乱、内乱の予備又は陰謀、外患誘致等の行為をなすことと、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもつて刑法上の騒乱、現住建造物等放火、殺人等の行為をなすこと等である」、また、「日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である」と答弁しているが、現在でも日本共産党を破壊活動防止法（以下「破防法」という。）に基づく「暴力主義的破壊活動」を行った団体として認識しているか。政府の見解は如何。

一一 昭和五十七年四月一日第九十六回国会参議院法務委員会において、寺田熊雄君の質問に、公安調査庁鎌田好夫長官（当時）は破防法に基づく調査対象団体として、「現在はいわゆる左翼系統といったしまして七

団体、右翼系統といったしまして八団体程度を調査の対象として推進しております」と答弁されているが、「この調査対象団体に日本共産党は含まれているか。また、現在でも含まれているか。

三 答弁第一三五号において、政府は、「「関連団体」については、その具体的な範囲が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である」と答弁しているが、それならば、政府が破防法に基づく調査対象団体として「日本共産党と関係ある団体」と認識している組織、団体はあるか。あるならば具体的組織名、団体名を明らかにされたい。

四 平成元年二月十八日、第百十四回国会の衆議院予算委員会において石山陽公安調査庁長官（当時）が答弁している日本共産党のいわゆる「敵の出方論」に対する認識について、政府は、答弁第一三五号で「現在においても、日本共産党のいわゆる「敵の出方論」に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識している」と答弁しているが、現在もその認識に変わりはないか。また、政府は「日本共産党の敵の出方論」について、どのような認識でいるか、見解は如何。

五 答弁第一三五号において「日本共産党は、現在においても破壊活動防止法に基づく調査対象団体である」、「現在においても日本共産党のいわゆる敵の出方論に立った暴力革命の方針に変更はないものと認

識している」とあるが、警察庁としての見解は如何。

六 答弁第一三五号において「日本共産党は、現在においても破壊活動防止法に基づく調査対象団体である」、「現在においても日本共産党のいわゆる敵の出方論に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識している」とあるが、公安調査庁としての見解は如何。

右質問する。

内閣參質二〇三第一三号

令和二年十一月二十日

内閣總理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員鈴木宗男君提出日本共産党と破壊活動防止法に関する質問に対する答弁書

一について

日本共産党は、日本国内において破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行つた疑いがあるものと認識している。

二及び四から六までについて

日本共産党は、現在においても、破壊活動防止法に基づく調査対象団体である。

また、同党のいわゆる「敵の出方論」に立つた暴力革命の方針に変更はないものと認識している。

さらに、同党のいわゆる「敵の出方論」については、平成元年二月十八日の衆議院予算委員会における

石山陽公安調査庁長官（当時）が「昭和三十六年のいわゆる綱領発表以降、共産党は議会制民主主義のもとで党勢の拡大を図るという方向で着々と党勢拡大を遂げられつつあることはお示しのとおりでございます。ただ問題は、それは政治的な最終目標であるのかあるいは戦略または戦術の手段であるのかというごとの問題でございます。私どもはそれらに対しまして、今冷静な立場でもつて敵の出方論何かにつきましても調査研究を進めておる段階でございまして、今のところその結果として直ちに公党である共産党に対

し規制請求すべき段階に立ち入つてはいるとは思わないから請求もしていないうことであります。なお、敵の出方論について今御教示を賜りましたが、一つだけ私からも申し上げておきたいことがございます。御存じのとおり、政権確立した後に不穏分子が反乱的な行動に出て、これを鎮圧するというのは、たとえどなたの政権であろうとも当然に行われるべき治安維持活動でござります。ところが敵の出方論という中には、党の文献等を拝見しておりますと、簡単に申しますと、三つの出方がございます。一つは、民主主義の政権ができる前にこれを抑えようという形で、不穏分子をたたきつけてやろうという問題であります。それから第二には、民主主義政権は一応確立された後に、その不満分子が反乱を起こす場合。三番目は、委員御指摘のような事態であります。ですから、それらにつきまして一部をおつしやつておりますけれども、その全部について敵の出方論があり得る「旨を述べた答弁と同様の認識である。

〔三〕について

お尋ねについては、公安調査庁の調査の具体的な内容に關わる事柄であり、お答えは差し控えたい。